明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○広域的運営推進機関に関する省令（経済産業三六）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二五二）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二五三）　九
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同二五四）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同二五五）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同二五六）　一〇
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので公表する件（同二五七）　一一
○平成二十六年度中小企業者に関する国等の契約の方針の要旨（経済産業一六二）　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
公立学校共済組合決算、東日本高速道路株式会社工事一部完了、型式住宅部分等製造者の認証、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六六
会社その他
会社決算公告　一六七

## 省令

### ○経済産業省令第三十六号

電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二編第二章第二節第三款の規定に基づき、並びに同款並びに第百七条第十一項及び第十二項の規定を実施するため、広域的運営推進機関に関する省令を次のように制定する。

平成二十六年七月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

広域的運営推進機関に関する省令

（加入の届出）

**第一条**　電気事業法（以下「法」という。）第二十八条の十一第四項の規定による届出を行おうとする者は、様式第一の広域的運営推進機関加入届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（会員が脱退することができる場合）

**第二条**　法第二十八条の十二第二項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法第十条第一項の認可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の譲渡しに係るものに限る。）を受ける場合

二　法第十条第二項の認可（電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合

（設立の認可の申請）

**第三条**　法第二十八条の十四第一項の規定による広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）の設立の認可を受けようとする者は、様式第二の広域的運営推進機関設立認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十八条の十四第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　発起人の氏名及び住所（発起人が法人である場合にあっては、その名称、住所及びその代表者の氏名）を記載した書類

二　創立総会の開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者の氏名又は名称を記載した書類

三　創立総会に出席した電気事業者（発起人を含む。）の氏名又は名称を記載した書類

四　創立総会の議事録又はその謄本

五　役員の履歴を記載した書類及びその就任の承諾を証する書類

六　役員が法第二十八条の二十一各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

七　法第二十八条の四十各号に掲げる業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類

八　組織図及び当該申請に係る推進機関の組織が法の規定に適合することを説明した書類

九　役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

十　災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画

十一　業務を開始するまでに行う準備に関する計画

3　経済産業大臣は、法第二十八条の十四第一項の認可の申請が法第二十八条の十五各号のいずれにも適合しているかどうかについて審査するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げるもののほか、発起人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。